

大阪市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

大阪市児童福祉法施行細則（昭和31年大阪市規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（委任） 第2条 次に掲げる事務は、大阪市中心部こども相談センター所長、大阪市北部こども相談センター所長及び大阪市南部こども相談センター所長（以下これらを「こども相談センター所長」という。）に委任する。 （1）<u>法第27条から第27条の3まで、第28条、第31条（第1項を除く。）及び第31条の2</u>の規定による措置並びに法第33条の4第1号（法第27条第1項第2号の措置に係る部分に限る。）、第4号及び第5号の規定による措置の解除の理由の説明及び意見の聴取に関すること 〔(2)～(4) 略〕 〔2 略〕 第15条 次に掲げる助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の実施を行い、又は措置を採った場合には、法第56条第2項の規定により納入義務者から当該助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の実施又は措置に要した費用を徴収する。 〔(1)～(3) 略〕	（委任） 第2条 [同左] （1）<u>法第27条から第27条の3まで、第28条及び第31条（第1項を除く。）</u>の規定による措置並びに法第33条の4第1号（法第27条第1項第2号の措置に係る部分に限る。）、第4号及び第5号の規定による措置の解除の理由の説明及び意見の聴取に関すること 〔(2)～(4) 同左〕 〔2 同左〕 第15条 [同左] 〔(1)～(3) 同左〕

(4) 法第27条第1項第3号又は第2項の規定による措置（<u>法第31条第5項又は第31条の2第3項</u>の規定により法第27条第1項第3号又は第2項の規定による措置とみなされるものを含む。） 〔(5) 略〕 2 前項の規定により徴収する費用の額（以下「徴収金額」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、徴収金額が本市の支弁額を上回るときは当該支弁額とする。 〔(1)～(3) 略〕 (4) 障害児入所施設（法第42条に規定する障害児入所施設をいい、肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる指定発達支援医療機関（<u>法第7条第2項</u>の指定発達支援医療機関をいう。）を含む。以下同じ。）への入所措置に係る徴収金額 別表第6に掲げる額 〔(5) 略〕 〔3・4 略〕 5 <u>法第56条第5項から第7項までの規定</u>による滞納処分のため財産の差押え又は財産の差押えのための調査、質問、検査若しくは搜索（以下「差押え等」という。）を行う職員は、差押え等を行う場合においては、第4号様式による身分を証する証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。 （児童手当からの費用の徴収に係る通知） 第17条 市長は、児童手当法（昭和46年法律	(4) 法第27条第1項第3号又は第2項の規定による措置（<u>法第31条第5項</u>の規定により法第27条第1項第3号又は第2項の規定による措置とみなされるものを含む。） 〔(5) 同左〕 2 〔同左〕 〔(1)～(3) 同左〕 (4) 障害児入所施設（法第42条に規定する障害児入所施設をいい、肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる指定発達支援医療機関（<u>法第6条の2の2第3項</u>の指定発達支援医療機関をいう。）を含む。以下同じ。）への入所措置に係る徴収金額 別表第6に掲げる額 〔(5) 同左〕 〔3・4 同左〕 5 <u>法第56条第6項から第8項までの規定</u>による滞納処分のため財産の差押え又は財産の差押えのための調査、質問、検査若しくは搜索（以下「差押え等」という。）を行う職員は、差押え等を行う場合においては、第4号様式による身分を証する証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。 （児童手当からの費用の徴収に係る通知） 第17条 市長は、児童手当法（昭和46年法律
--	---

第73号) 第21条第2項に規定する方法によつて児童手当の額の全部又は一部から法第56条第6項各号に定める費用(本市が設置する保育所から子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する特定教育・保育又は同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育を受けた乳児又は幼児に係るものに限る。以下「保育費用」という。)の支払を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した所定の様式による通知書により、大阪市児童手当法施行細則(昭和47年大阪市規則第6号)第2条の規定による児童手当の支払日までに、当該支払をしようとする児童手当法第8条第1項に規定する受給資格者(以下この条において「受給資格者」という。)に通知するものとする。

[(1)～(5) 略]

[2 略]

別表第3 (第15条関係)

[表 略]

備考

- 1 この表において「出産給付費の額」とは、健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法(以下「医療保険各法」という。)の被保険者若しくは組合員又はこれらの被扶養者が医療保険各法により受けることができる出産育児一時金、出産費その他の出産に関する給付

第73号) 第21条第2項に規定する方法によつて児童手当の額の全部又は一部から法第56条第7項各号に定める費用(本市が設置する保育所から子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する特定教育・保育又は同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育を受けた乳児又は幼児に係るものに限る。以下「保育費用」という。)の支払を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した所定の様式による通知書により、大阪市児童手当法施行細則(昭和47年大阪市規則第6号)第2条の規定による児童手当の支払日までに、当該支払をしようとする児童手当法第8条第1項に規定する受給資格者(以下この条において「受給資格者」という。)に通知するものとする。

[(1)～(5) 同左]

[2 同左]

別表第3 (第15条関係)

[表 同左]

備考

- 1 この表において「出産給付費の額」とは、健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法(以下「医療保険各法」という。)の被保険者若しくは組合員又はこれらの被扶養者が医療保険各法により受けることができる出産育児一時金、出産費その他の出産に関する給付

の額（健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書、船員保険法施行令（昭和28年政令第240号）第7条ただし書、国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）第11条の3の7ただし書（私立学校教職員共済法施行令（昭和28年政令第425号）第6条において準用する場合を含む。）、地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第23条の4ただし書又は大阪市国民健康保険条例（昭和36年条例第3号）第8条第2項の規定により加算される額を除く。）をいう。

[2～4 略]

別表第4（第15条関係）

[表 略]

備考

[1～6 略]

7 幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。）、特別支援学校の幼稚部（学校教育法第76条第2項に規定する幼稚部をいう。）、保育所（法第39条第1項に規定する保育所をいう。以下この表において同じ。）、児童心理治療施設（法第43条の2に規定する児童心理治療施設をいう。）若しくは認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。）に通い、在

の額（健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書、船員保険法施行令（昭和28年政令第240号）第7条ただし書、国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）第11条の3の7ただし書（私立学校教職員共済法施行令（昭和28年政令第425号）第6条において準用する場合を含む。）、地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第23条の4ただし書又は大阪市国民健康保険条例（昭和36年条例第3号）第8条第4項の規定により加算される額を除く。）をいう。

[2～4 同左]

別表第4（第15条関係）

[表 同左]

備考

[1～6 同左]

7 幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。）、特別支援学校の幼稚部（学校教育法第76条第2項に規定する幼稚部をいう。）、保育所（法第39条第1項に規定する保育所をいう。以下この表において同じ。）、児童心理治療施設（法第43条の2に規定する児童心理治療施設をいう。）若しくは認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。）に通い、在

学し、若しくは在籍し、家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下この表において同じ。）による保育を受け、又は児童発達支援（法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）を受ける学校教育法第17条第1項に定める小学校就学の始期に達しない児童（以下この表において「算定基準児童」という。）が同一世帯に2人以上いる場合における当該世帯に属する次の各号に掲げる児童に係る徴収金の月額は、当該各号に定める額とする。

[(1)～(3) 略]

[8～10 略]

別表第7（第15条関係）

[表 略]

備考

[1～4 略]

5 本人（同一世帯から2人以上の者が同時に措置されている場合は低額児童以外の者をいう。以下同じ。）と同一世帯に法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定（児童発達支援及び法第6条の2の2第3項に規定する放課後等デイサービスに係るものに限る。）又は法第24条の3第4項に規定する入所給付決定に係る障害児（以下「給付

学し、若しくは在籍し、家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下この表において同じ。）による保育を受け、又は児童発達支援（法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）若しくは医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）を受ける学校教育法第17条第1項に定める小学校就学の始期に達しない児童（以下この表において「算定基準児童」という。）が同一世帯に2人以上いる場合における当該世帯に属する次の各号に掲げる児童に係る徴収金の月額は、当該各号に定める額とする。

[(1)～(3) 同左]

[8～10 同左]

別表第7（第15条関係）

[表 同左]

備考

[1～4 同左]

5 本人（同一世帯から2人以上の者が同時に措置されている場合は低額児童以外の者をいう。以下同じ。）と同一世帯に法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定（児童発達支援、医療型児童発達支援及び法第6条の2第4項に規定する放課後等デイサービスに係るものに限る。）又は法第24条の3第4項に規定する入所給付決定に係る障

児童」という。)がいる場合は、「この表の定めるところにより算定した本人に係る徴収金の額+当該徴収金の額×0.1×当該同一世帯における低額児童及び給付児童の人数」により算定された額を当該同一世帯の上限額（以下「当該同一世帯の上限額」という。）として、当該同一世帯の上限額がその月における本人の扶養義務者が負担する利用者負担額（法第21条の5の29第1項に規定する肢体不自由児通所医療に係る利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）、法第24条の7第1項に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第24条の20第1項に規定する障害児入所医療に係る利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合にあっては、当該同一世帯の児童に係る徴収金の月額はその当該同一世帯の上限額と本人の扶養義務者が負担する利用者負担額との差額とし、当該同一世帯の上限額が本人の扶養義務者が負担する利用者負担額を下回る場合にあっては、当該同一世帯の児童に係る徴収金の月額は0とする。

害児（以下「給付児童」という。）がいる場合は、「この表の定めるところにより算定した本人に係る徴収金の額+当該徴収金の額×0.1×当該同一世帯における低額児童及び給付児童の人数」により算定された額を当該同一世帯の上限額（以下「当該同一世帯の上限額」という。）として、当該同一世帯の上限額がその月における本人の扶養義務者が負担する利用者負担額（法第21条の5の29第1項に規定する肢体不自由児通所医療に係る利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）、法第24条の7第1項に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第24条の20第1項に規定する障害児入所医療に係る利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合にあっては、当該同一世帯の児童に係る徴収金の月額は当該同一世帯の上限額と本人の扶養義務者が負担する利用者負担額との差額とし、当該同一世帯の上限額が本人の扶養義務者が負担する利用者負担額を下回る場合にあっては、当該同一世帯の児童に係る徴収金の月額は0とする。

第 4 号様式（第15条関係） [様式 別紙 2 挿入]	第 4 号様式（第15条関係） [様式 別紙 1 挿入]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

[第4号様式 別紙1]

第	号
児童福祉法による差押え等従事職員の証	
写 真	所 属 大阪市
	氏 名
上記の者は、児童福祉法第56条第6項から第8項までの規定による滞納処分のための財産の差押え等を行う職権を有する者である。	
発行	年 月 日 (有効期間1年)
大阪市長	
印	

[備考 同左]

[第4号様式 別紙2]

第	号
児童福祉法による差押え等従事職員の証	
写 真	所 属 大阪市
	氏 名
上記の者は、児童福祉法第56条第5項から第7項までの規定による滞納処分のための財産の差押え等を行う職権を有する者である。	
発行	年 月 日 (有効期間1年)
大阪市長	
印	

[備考 略]